

建築工事における週休2日制工事実施要領のQ & A

Q & A内「要領」とは、「建築工事における週休2日制工事実施要領」を示します。

○要領について

Q 1 週休2日制工事の対象とするのはどのような工事ですか。

A 1 愛知県建築局の発注工事を対象としています。また、建設局又は都市・交通局の発注工事で、本要領を適用する場合は、当該工事も対象となります。

Q 2 完全週休2日（土日）I型と完全週休2日（土日）II型について、完全週休2日に必ず取組まないといけないのですか。発注方式の違いは何ですか。

A 2 完全週休2日（土日）I型（以下「I型」という。）、完全週休2日（土日）II型（以下「II型」という。）ともに、「完全週休2日（土日）」（以下、「完全週休2日」という。）の取組みは必須ではありません。

I型は、月単位の週休2日及び通期の週休2日に取り組むことを必須としたうえで、協議により完全週休2日に取組むことが可能となる方式です。当初から月単位の週休2日の労務費補正を行い、予定価格の算出をしています。

II型は、通期の週休2日に取り組むことを必須としたうえで、協議により完全週休2日又は月単位の週休2日に取組むことが可能となる方式です。当初の週休2日の労務費補正は行っていません。

I型、II型ともに、現場閉所（現場休息）の状況や、週休2日の取組みについての協議結果に応じて、要領第6条に基づき、補正係数の変更及び請負代金額の変更を行います。

Q 3 要領第3条（2）対象期間について「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とは具体的に何ですか。

A 3 休日予定日に行う次の作業等が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等第三者被害の防止作業等）、現場内における災害発生時の対応作業
- ・占用者（電気、ガス、水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴う作業
- ・第三者による事故や住民対応等の作業等
- ・発注者又は施設管理者側の事情等により、当初工程にない作業が発生若しくは施工の制約等を受けたことによる休日作業の発生（工程の見直しや代休の取得等による代替措置が不可能な場合に限る）

「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」として対象外期間とする場合は、工事打合簿により監督員と協議を行ってください。

Q 4 要領第3条（2）対象期間について「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」の例示として、Q 3 のA 3において、「発注者又は施設管理者側の事情等により、当初工程ない作業が発生若しくは施工の制約等を受けたことによる休日作業の発生（工程の見直しや代休の取得等による代替措置が困難な場合に限る）」とありますが、認められる場合の判断基準やその確認方法等はありますか。

A 4 認められる場合の判断基準やその確認方法等は以下のとおりです。

【判断基準（考え方）】

- ・完全週休2日の当該週、月単位の週休2日の月末、通期の週休2日の工期末の直近に発注者又は施設管理者等から、音出し作業等の制約により休日作業を指示され、当該週、月や工期内で休日の調整が困難な場合

【例】

	日	月	火	水	木	金	土
1 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
2 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日
3 W	休日	(作業日)	(作業日)	(作業日) 指示	(作業日)	(作業日)	休日
4 W	休日	(作業日)	(作業日) ↓ 施工制約	(作業日)	(作業日)	(作業日)	休日 ↓ 休日作業 【対象外】

その他、上記以外でやむを得ず「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とする必要がある場合は、監督員と協議の上、設定して下さい。

【確認方法】

- ・工事打合簿に休日発生の理由等を記載し、監督員との協議を行って下さい。

Q 5 要領第3条（3）工事着手日（対象期間の始まり）について具体的にいつを示しますか。また、（4）工事完成日（対象期間の終わり）について具体的にいつを示しますか。

A 5 工事着手日は、現場代理人等が現場に常駐し始める日であり、対象期間に準備期間は含みません。工事完成日は、完成通知書に記載の完成日とします。

Q 6 「完全週休2日」の取組みにおいて、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としているのはなぜですか。週の始まりを別の曜日に設定することは可能ですか。

A 6 「完全週休2日」は、対象期間の全ての週において、原則として現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日とし、2日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいいます。現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により同一の週内において変更するものとしています。天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所（現場休息）日の変更が可能となるように、週を原則として、土曜日から金曜日までの7日間としています。ただし、現場閉所（現場休息）日を協議により土曜日及び日曜日ではない別の曜日に定めている場合等で、週を土曜日から金曜日までの7日間とすると、同一の週内における現場閉所（現場休息）日の変更が困難となる場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。

Q 7 II型について、完全週休2日又は月単位の週休2日を希望しない場合はどうなりますか。

A 7 II型の場合は、通期の週休2日を前提としているため、労務費補正は行なっていません。完全週休2日又は月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日に取り組んでください。完全週休2日又は月単位の週休2日が可能な場合は、積極的な取組みへの検討をお願いします。

Q 8 I型について、工事着手当初から月単位の週休2日ではなく、通期の週休2日を目標に取り組むことはできますか。

A 8 工事着手当初は月単位の週休2日以上を目標としてください。月単位の週休2日の達成を前提としているため、未達成の場合は、労務費補正分を減額変更します。その場合月単位の週休2日は達成されていないため、要領第9条(2)による工事成績評定の加点や、(3)による取組証の発行はありません。また、提出された工程表が月単位の週休2日を前提としていないなど、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減じます。

○工期、対象期間について

Q 9 週休2日を確保するために、工期延長することは認められますか。

A 9 週休2日を確保するための工期延長は認められません。ただし、受注者の責めに帰すことが出来ない事由によるときは、工期の延長を認める場合があります。工期が延長された場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

Q10 工期延長をした場合、対象期間の考え方はどうなりますか。

A10 工期延長した場合、対象期間も延長します。対象期間の考え方は要領第3条（2）対象期間によります。

Q11 対象期間の中にある祝日の扱いはどのようにになりますか。

A11 祝日は平日と同じ扱いとしても構いません。

Q12 夏期休暇及び年末年始休暇における休日の考え方はどのようになりますか。

A12 夏期休暇及び年末年始期間はそれぞれ7～9月の間で3日間、12～1月の間で6日間を想定しています。また、要領第3条（2）対象期間から除外されるため、現場閉所（現場休憩）率算定の日数からは外します。ただし、対象期間となる工期の中にお盆期間または年末年始が入る場合に限ります。

Q13 対象期間の中で現場閉所（現場休憩）を行いやすい時期にまとめて現場閉所（現場休憩）を行うことで週休2日を確保することはできますか。

A13 完全週休2日の場合は、全ての週ごとに2日以上の現場閉所（現場休憩）を確保してください。月単位の週休2日の場合は、対象期間の全ての月ごとに28.5%以上の現場閉所（現場休憩）率を確保してください。なお、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の日数の割合が上記に満たない週や月においては、当該週又は月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休憩）を確保してください。なお、現場閉所日（現場休憩日）を、原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとします。（参考3：月単位の週休2日制工事の現場閉所率算定例）

通常の週休2日の場合は、対象期間全体で必要な休日日数を取得できれば、現場閉所（現場休憩）率を確保したことになりますが、休日は4週（28日）を1スパンとして平均的に取得するよう配慮してください。また、毎週土曜日を現場閉所（まんなかホリデー）とするよう努めてください。

Q14 午前中は工事を実施したが、午後は降雨により休工とした場合、現場閉所（現場休憩）日として取り扱うことはできますか。

A14 要領第3条（5）より現場閉所（現場休憩）は、1日を通して現場が閉所された状態を示しますので、半日の作業を行った場合は、現場閉所（現場休憩）日として取り扱うことはできません。

Q15 現場代理人等が現場閉所（現場休息）日に、現場外（本社等）で書類作成等を行った場合、現場閉所（現場休息）となりますか。

A15 要領第3条（5）及び（6）により現場閉所（現場休息）は現場と現場事務所での作業を一日行わない状態と定義しています。現場外の作業については、この要領の現場閉所（現場休息）には影響しません。

○履行確認、工事成績評定について

Q16 I型で、完全週休2日を実施する場合や、II型で、完全週休2日又は月単位の週休2日を実施する場合の協議はどのように行いますか。（要領第5条（1）（2））

A16 工事打合簿において事前協議を監督員と行います。（参考1：着手前協議書式）

Q17 監督員による現場閉所（現場休息）の確認は、どのように行いますか。

A17 隨時、月間工程表により確認します。また、工事完了の2週間前に最終的な現場閉所（現場休息）率（最後の2週間は予定）を工事打合簿に記載して報告してください。（参考2：取組状況報告書式）

Q18 「現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。」とありますが、既存の書類とはどのような書類ですか。（要領第8条（1）③）

A18 月間工程表、週間工程表や日報を示します。

Q19 完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日が未達成となることが判明した場合にどうすればいいですか。

A19 達成出来ないことが判明した場合は、最終的な現場閉所（現場休息）率を工事打合簿に記載して報告してください。（参考2：取組状況報告書式）監督員と協議の上、完全週休2日又は月単位の週休2日においては、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。なお、労務費補正の変更については、全期間に対して行われます。

Q20 完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日が未達成となってしまった場合に減点等はありますか。

A20 結果的に週休2日を達成できなかった場合は、減点の対象とはなりません。ただし、提

出された工程表が、取組む週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2 点減じます。また、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行います。

また、通期の週休 2 日が未達成となった場合については、建設工事成績評定表（建築工事編）考查項目別運用表の、「2. 施工状況 II. 工程管理 7. 休日・代休の確保を行っている」において考慮されます。

Q21 I 型においては、受注者が完全週休 2 日に取組むことを、II 型においては、受注者が完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日に取組むことを希望しなかった場合に減点等はありますか。

A21 減点はありません。ただし、提出された工程表が、I 型においては月単位の週休 2 日、II 型においては通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2 点減じます。

Q22 I 型においては、完全週休 2 日、II 型においては、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日に取組むことについて協議が整わなかった（受注者が取組を希望しない場合を含む）もので、結果的に完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日を達成できた場合に労務費の補正や工事成績評定の加点はありますか。

A22 結果的に完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日を達成できた場合でも、労務費の補正や工事成績評定の加点はありません。

Q23 I 型においては、完全週休 2 日、II 型においては、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日に取組むことを受注者が希望したが、その後、希望した週休 2 日を達成できなかつた場合に、工事成績評定の減点はありますか。

A23 減点の対象とはなりません。ただし、提出された工程表が希望した週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2 点減じます。また、既に月単位の週休 2 日の補正係数に変更契約を行っている場合は、実際の現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費補正分を減額する契約変更を行います。

Q24 完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日が達成された場合、工事成績評定要領のどの項目で評価するか。

A24 建築局の発注工事においては、「創意工夫 安全衛生関係 (No. 35 その他)」で評価しま

す。建設局又は都市・交通局の発注工事については、「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」で評価します。

Q25 月単位の週休2日は未達成で、通期の週休2日を達成した場合でも取組証は発行されるのか。

A25 発行されません。

○分離発注工事の場合について

Q26 分離発注工事の場合、現場休息日は関連工事と同日にしないといけませんか。

A26 分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場休息日を確保してください。関連工事と現場休息日を同日にする必要はありません。

Q27 分離発注工事毎に週休2日の形式を選択することはできますか。

A27 分離発注工事毎に選択することができます。

Q28 分離発注工事の統括安全衛生責任者の代理について教えてください。

A28 各分離発注工事請負者に統括安全衛生責任者の代理を選任する場合は、工事打合簿等に記録し、安全管理組織表等にもその旨を記載してください。

○その他

Q29 仮囲い等への記載内容を教えてください。

A29 公衆の見やすい場所に「本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日を取り組んでいます。」等の表示をしてください。

Q30 見積単価は補正係数による補正の対象になりますか。

A30 週休2日制工事において、見積単価は既に週休2日を前提とした単価を採用しているため補正の対象外としています。

Q31 週休2日制工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じますか。

A31 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

参考1：着手前協議書式
(監督要領) 様式第3

No. _____

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	○○建築工事		

(内容)

本工事について、建築工事における週休2日制工事実施要領に基づく
【完全週休2日（土日）適用工事・月単位の週休2日適用工事】としてよろしいか。

添付図
葉、その他添付図書

処理 ・ 回答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日
		監督員は承諾にチェックを入れて処理	
	請 負 者 ・ 受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	担当 技術者	現場 代理人	主任(監理) 技術者	監理技術者 補佐

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

参考2：取組状況報告書式

(監督要領) 様式第3

No. _____

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者・受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	○○建築工事		

(内容)

副題：【完全週休2日（土日）・月単位・通期】の週休2日制工事取組状況について
別添達成状況確認表のとおり、【完全週休2日（土日）・月単位・通期】の週休2
日を達成。

添付図 葉、その他添付図書

処理 ・ 回答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日
		監督員は承諾にチェックを入れて処理	
請 負 者 ・ 受 注 者		上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	管理 技術者	担当 技術者	現場 代理人	主任（監理） 技術者	監理技術者 補佐
			/	/			

※ 必要のない記名欄は斜線を引く等する。

週休2日制工事達成状況確認表(完全週休2日)【例】

工期(始): ●月3日

工期(終): ■月2日

○: 現場閉所
▲: 対象外期間

	土	日	月	火	水	木	金	休日	現場閉所	判定	備考
●月		1	2	3 ▲	4 ▲	5	6	0	0	達成	3日～4日:着手前のため対象外期間
	7 ○	8 ○	9	10	11	12	13	2	2	達成	
	14 ○	15 ○	16	17	18	19	20	2	2	達成	
	21 ○	22 ○	23	24	25	26	27	2	2	達成	
●・○月	28 ○	29 ○	30	1	2	3	4	2	2	達成	
	5 ○	6 ○	7	8	9	10	11	2	2	達成	
	12 ○	13 ▲	14 ▲	15 ▲	16	17	18	1	1	達成	13～15日:夏季休暇のため対象外期間
	19 ○	20 ○	21	22	23	24	25	2	2	達成	
○・△月	26 ○	27 ○	28	29	30	31	1	2	2	達成	
	2 ○	3 ○	4	5	6	7	8	2	2	達成	
	9 ○	10 ○	11	12	13	14	15	2	2	達成	
	16 ○	17 ○	18	19	20	21	22	2	2	達成	
	23 ○	24 ○	25	26	27	28	29	2	2	達成	
△・■月	30 ○	31 ○	1	2	3 △	4 △	5 △	2	2	達成	
全体											

週休2日制工事達成状況確認表(月単位の週休2日)【例】

月	現場閉所 日数 ①	対象期間 日数 ②	現場閉所 率(%) ①／②	対象外期間		土日 数	判定
				日数	内容		
6	6	20	30.0%	10	着手前	6	達成
7	8	31	25.8%	0		8	達成 (当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
8	7	25	28.0%	6	夏季休暇3日 受注者の責によらない期間3日	7	達成 (当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
9	8	30	26.6%	0		8	達成 (当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
10	8	31	25.8%	0		8	達成 (当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
11	10	30	33.3%	0		10	達成
12	8	28	28.5%	3	年末年始	8	達成
1	9	28	32.1%	3	年末年始	8	達成
2	1	6	16.6%	21	完成後	1	達成 (当該月の土日合計日数以上の休日を確保)
全体							達成

週休2日制工事達成状況確認表(通期の週休2日)【例】

月	現場閉所 日数 ①	対象期間 日数 ②	現場閉所 率(%) ①／②	対象外期間		判定
				日数	内容	
6	6	20	30.0%	10	着手前	—
7	8	31	25.8%	0		—
8	7	25	28.0%	6	夏季休暇3日 受注者の責によらない期間3日	—
9	8	30	26.6%	0		—
10	8	31	25.8%	0		—
11	10	30	33.3%	0		—
12	8	28	28.5%	3	年末年始	—
1	9	28	32.1%	3	年末年始	—
2	3	11	27.2%	17	完成後	
全体	67	234	28.6%			達成

参考3：月単位の週休2日制工事の現場閉所率算定例

- 対象期間の開始日に関わらず**歴上の月を1月**とし、すべての月毎において休工率28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の対象期間となる土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。
なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を変更できるものとする。（※1）
- 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間について、工程の見直しや、同月内で代休の取得等による代替措置が困難な場合、対象外期間として取り扱うことができる。（※2）

日	月	火	水	木	金	土
●月1日	●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日
●月8日	●月9日	●月10日	●月11日 工事 着手日	●月12日	●月13日	●月14日 休工
●月15日 休工	●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 休工
●月22日 休工	●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 休工
●月29日 休工	●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 休工
○月6日 休工	○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 休工
○月13日 休工	○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 休工
○月20日 休工	○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 休工
○月27日 休工	○月28日	○月29日	○月30日	○月31日	△月1日	△月2日 休工
△月3日 休工	△月4日	△月5日	△月6日	△月7日	△月8日	△月9日 休工
△月10日 休工	△月11日	△月12日	△月13日	△月14日	△月15日	△月16日 休工
△月17日 休工	△月18日	△月19日	△月20日	△月21日	△月22日	△月23日 現場作業
△月24日 現場作業	△月25日	△月26日	△月27日	△月28日	△月29日	△月30日 現場作業
△月31日 休工	■月1日	■月2日	■月3日	■月4日	■月5日 工事 完成日	■月6日

対象外期間

●日 1日～●月10日
⇒評価対象外

1月目（●月11日～●月30日）
→ 6休工日/対象期間20日 = **30.0% ≥ 28.5%**
4週8休(28.5%)以上休工 → **達成**

2月目（○月1日～○月31日）
→ 8休工日/対象期間31日 = **25.8% ≤ 28.5%**
対象期間内の土日は8日=8休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

3月目（△月1日～△月31日）
→ 7休工日/対象期間25日 = **28.0% ≤ 28.5%**
※2 休日の現場作業3日間は、発注者の指示による当初予定していなかった休日現場作業のため、対象外期間とする。
暦上の土日は10日 → 対象期間となる土日は7日=7休工日 → **達成**
※1 対象期間となる土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

4月目（■月1日～■月5日）
→ 0休工日/対象期間5日 = **0% ≤ 28.5%**
対象期間内の土日は0日=0休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

このケースの場合、月単位の週休2日 ⇒ **達成** (すべての月で達成しているため)